

新型インフルエンザ等感染症（豚インフルエンザ）について

4月28日、WHOにおいて、インフルエンザのパンデミック警報レベルがフェーズ4に引き上げられたことを受けて政府は、豚インフルエンザ（H1N1）を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型インフルエンザ等感染症として位置づけ「新型インフルエンザ対策本部」を設けました。

日本国内での感染者は今のところありませんが、警報レベルがフェーズ4からさらに5に引き上げられたことから国の感染対策はもとより、各個人の感染防止対策が非常に重要となります。大型連休に入り旅行等、外出の機会が多くなると思われますが十分注意して下さい。

予防の基本は、手洗いとうがいの励行です。特に手洗いは爪・指の間・手首にかけて、普段よりも念入りに30秒以上かけて洗いましょう。熱・咳・くしゃみがある場合は咳エチケットを心がけて下さい。

また、疑わしい症状（突然の高熱・のどの痛み・咳や呼吸困難など）がある場合、まずは新型インフルエンザ総合コールセンター（京都：075-414-4726）もしくは保健所に連絡をして指示を受けて下さい。当健康管理センター（0774-25-2421）への連絡もお願いいたします。

当健康管理センターでは、山城北保健所と連携をとりながら本学のインフルエンザ対策に取り組んでいます。今のところ確定はしていませんが、京都府内に感染者が1名でも出た場合、休校措置をとる可能性がありますのでお知らせいたします。

京都府における取り組みは下記ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/shinflu/index.html>

また「豚インフルエンザ」に関する情報は、国立感染症研究所 感染情報センターのホームページに載っています。

http://idsc.nih.go.jp/disease/swine_influenza/QAindex.html

以上

健康管理センター